

2024年10月23日 全10頁

民主党、中間層減税と富裕層・企業増税へ

米国大統領選挙(2024):「中国に勝つための産業競争力向上」も

ニューヨークリサーチセンター 主任研究員 鈴木 利光

[要約]

- 民主党候補のハリス副大統領は、9月25日、「機会の経済(Opportunity Economy)」をスローガンとする経済政策文書、'A NEW WAY FORWARD FOR THE MIDDLE CLASS' を公表した。
- この政策文書のうち、米国内外の投資家にとっての一大関心事である、税制改革案(ハリス税制改革案)のメッセージとしては、「中間層への減税」、「富裕層及び企業への増税」、「中国に勝つための産業競争力向上」の三点に集約される。
- Tax Foundation の調査(2024年9月10日公表)によると、ハリス税制改革案は、向こう 10年間(2025年から2034年)で、「\$1.48兆」の財政赤字をもたらすという。また、「責任ある連邦予算委員会」(CRFB)の調査(2024年10月7日公表)では、向こう10年間(2026年から2035年)で、「\$3.5兆」の財政赤字をもたらすという(中位シナリオ)。
- 税制改革の実現には、議会での可決が必要となることから、ハリス税制改革案の実現の 見通しは、(大統領選挙と同時に行われる)議会選挙の動向次第といえる。とりわけ、 重要な財源と位置付けられる、「キャピタルゲイン課税の税率引き上げ」、「法人税率の 引き上げ」、及び「最低法人税率の引き上げ」については、共和党議員の反対が見込ま れることから、実現のハードルは高い。

1. ハリス副大統領の税制改革案、メッセージは三点に集約

2024年11月5日に実施される米国大統領選挙が迫っている。そうしたなか、民主党候補のハリス副大統領は、9月25日、「機会の経済 (Opportunity Economy)」 ¹をスローガンとする経済 政策文書、'A NEW WAY FORWARD FOR THE MIDDLE CLASS' ²を公表した。

本稿では、この政策文書のうち、米国内外の投資家にとっての一大関心事である、税制改革案

(https://kamalaharris.com/a-new-way-forward/)

¹ 厳密には、「誰もが競争し成功するチャンスを得られる機会の経済 (Opportunity Economy where everyone has a chance to compete and a chance to succeed)」の意 (脚注 2 ウェブサイト参照)。

² ハリス副大統領ウェブサイト参照(最終閲覧日:2024年10月18日)

(以下、「ハリス税制改革案」) に焦点を絞って、その概要を紹介する。

ハリス税制改革案のメッセージとしては、「中間層への減税」、「富裕層及び企業への増税」、「中国に勝つための産業競争力向上」の三点に集約される。

なお、報道によると、金融業界にとっての最大の懸念は、法人税とキャピタルゲイン課税であり、先のメッセージでいうと二つ目の「富裕層及び企業への増税」がこれに該当する³。

2. 個人稅制

最初に、ハリス税制改革案のうち、個人税制に関する内容を、減税措置案と増税措置案に分けて紹介する。

(1) 減税措置案

ハリス税制改革案のうち、個人税制に関する主要な減税措置案は、以下の①から⑤の通りである。

① 所得税率の「維持」

前共和党政権時の 2018 年より施行されている、「減税・雇用法(Tax Cuts and Job Act)」(以下、「トランプ減税」) 4 は、従来の「10%、 $\underline{15\%}$ 、 $\underline{25\%}$ 、 $\underline{28\%}$ 、 $\underline{33\%}$ 、35%、 $\underline{39.6\%}$ 」の 7 段階から、「10%、 $\underline{12\%}$ 、 $\underline{22\%}$ 、 $\underline{24\%}$ 、 $\underline{32\%}$ 、35%、 $\underline{37\%}$ 」の 7 段階に変更しており、全体的に税率を低下させている(下線部が変更箇所)。

この変更は、2025 年までの時限立法である。本則(旧制度)と「トランプ減税」における所得税率の税率構造(ブラケット)を、2024 年時点の金額で表示したものが、図表1である。

ハリス税制改革案は、「課税所得 \$ 400,000 以下の世帯については、増税しない」としている。 これは、「課税所得 \$ 400,000 以下の世帯の所得税率については、『トランプ減税』を延長する」 という意味であり、「中間層への減税」の継続といえる。

なお、ハリス税制改革案の基調をなす、2025 年度の歳入案(2024 年 3 月 11 日公表。以下、「グリーンブック」) 5 によると、「課税所得 4 400,000 以下」は単身者の閾値であり、夫婦合算の場合は「課税所得 4 450,000 以下」となる。

⁽https://home.treasury.gov/news/press-releases/jy2169)



 $^{^{3}}$ 'Wall Street worries Harris tax plan would hurt US corporate profits' (Reuters, 2024/9/10)

^{4 「}トランプ減税」の概要については、以下の大和総研レポート・コラムを参照されたい。

^{■ 「『}トランプ減税』延長、個人税制が影響大」(鈴木利光、2024/9/13)

^{■ 「}トランプ前大統領による 'SALT cap' の撤廃表明、アピールできる激戦州は一つのみ」(鈴木利光、2024/9/27)

[「]米国税制改革法の概要と経済効果」(鳥毛拓馬/橋本政彦、2017/12/26)

⁵ 米国財務省ウェブサイト参照

図表 1 所得税率の税率構造 (ブラケット): 本則 (旧制度) と「トランプ減税」(2024 年時点)

本則(旧制度)		「トランプ減税」	
税率	課税所得 ^{(※1)(※2)(※3)}	税率	課税所得 ^{(※1) (※2) (※4)}
10%	\$0超(\$0超)	10%	\$0超(\$0超)
15%	? ^(※5)	12%	\$11,600超(\$23,200超)
25%	? ^(※5)	22%	\$47, 150 超(\$94, 300 超)
28%	? ^(※5)	24%	\$100,525超(\$201,050超)
33%	? ^(※5)	32%	\$191,950超(\$383,900超)
35%	? ^(※5)	35%	\$243,725超(\$487,450超)
39.6%	? ^(※5)	37%	\$609,350超(\$731,200超)

- (※1) 金額表示は 2024 年時点のもの。
- (※2) 金額は「単身者 (夫婦合算)」の順で表示。
- (※3) インフレ調整あり。指標は都市圏消費者物価指数 (CPI-U: Consumer Price Index for All Urban Consumers)。
- (※4) インフレ調整あり。指標は連鎖式都市圏消費者物価指数 (C-CPI-U: Chained Consumer Price Index for All Urban Consumers)。
- (※5) 米国内国歳入庁(IRS)による公表がないため、不明。
- (出所) IRS 資料等より大和総研作成

また、同じく「グリーンブック」によると、これらの閾値は、初年度以降、インフレ調整が適用される。その指標は、本則(旧制度)の都市圏消費者物価指数(CPI-U: Consumer Price Index for All Urban Consumers)ではなく、「トランプ減税」から使用されるようになった、現行の連鎖式都市圏消費者物価指数(C-CPI-U: Chained Consumer Price Index for All Urban Consumers)である。従って、民主党は、「課税所得 \$ 400,000 以下(単身者。夫婦合算の場合は \$ 450,000 以下)」の世帯の所得税率のみならず、インフレ調整の指標についても、「トランプ減税」を引き継ぐ意向にあるといえる。

② 子ども税額控除の拡大

「トランプ減税」は、子ども税額控除 (Child Tax Credit) を、従来の「最大 \$ 1,000 (17 歳 未満の子ども一人あたり)」から、「最大 \$ 2,000 (同)」に倍増させている。

この変更は、2025 年までの時限立法である。本則(旧制度)と「トランプ減税」における子ども税額控除を、2018 年時点の金額表示で比較したものが、図表 2 である。

図表 2 子ども税額控除: 本則(旧制度)と「トランプ減税」(2018年時点)

	本則(旧制度)	「トランプ減税」
税額控除額	最大\$1,000(17歳未満の子ども一人あたり)	最大\$2,000(17歳未満の子ども一人あたり)
還付額	● 所得(\$3,000 超過部分)の 15%	● 所得(\$2,500 超過部分)の 15%
	● 上限\$1,000 (※1)	● 上限\$1,400 (※1) (※2)
所得制限	閾値(\$75,000(単身者)又は\$110,000(夫	閾値(\$200,000(単身者)又は\$400,000(夫
	婦合算))を超えた部分につき、税額控除額を	婦合算))を超えた部分につき、税額控除額を
	5%減額	5%減額

- (※1) 金額表示は 2018 年時点のもの。
- (※2) インフレ調整あり(2024年は「上限\$1,700」)。
- (出所) 米国内国歳入庁 (IRS) 資料等より大和総研作成



ハリス税制改革案は、子ども税額控除に関して、「米国救済計画法 (American Rescue Plan Act of 2021)」によって拡大された内容 (2021年のみの時限措置) を復活させるとしている。

具体的には、税額控除額を「最大 \$ 3,600(6 歳未満。6 歳以上 18 歳未満については最大 \$ 3,000)」に引き上げることとしている(図表 3 参照)。

図表3 子ども税額控除: ハリス税制改革案

	本則(旧制度)
税額控除額	● 最大\$3,600(6歳未満の子ども一人あたり)
	● 最大\$3,000(6歳以上18歳未満の子ども一人あたり)
還付額	上限なし
所得制限	① 閾値(\$75,000(単身者)又は\$150,000(夫婦合算))を超えた部分につき、税額控除
	額を 5%減額 (\$2,000 まで)
	② 閾値(\$200,000(単身者)又は\$400,000(夫婦合算))を超えた部分につき、税額控
	除額を5%減額 (残額)

(出所)「ハリス税制改革案」及び「グリーンブック」より大和総研作成

加えて、ハリス税制改革案は、新たに、「最大 \$ 6,000 (1 歳未満)」という区分を創設することとしている ⁶。

③ 勤労所得税額控除の拡大

ハリス税制改革案は、勤労所得税額控除 (Earned Income Tax Credit) に関して、「米国救済計画法 (American Rescue Plan Act of 2021)」によって拡大された内容 (2021 年のみの時限措置) を復活させるとしている。

具体的には、子供のいない低所得世帯への控除額を、「最大\$1,500」に引き上げることとしている 7 。

④ 「'first-time homebuyers'税額控除」の創設

ハリス税制改革案は、新たに、初めて住宅を購入する購入する世帯向けに、「\$25,000」の税額控除(以下、「'first-time homebuyers'税額控除」)を創設することとしている。

「'first-time homebuyers'税額控除」は、それまでの2年間で家賃の滞納がなかったことが適用要件となる。

「'first-time homebuyers'税額控除」の適用期間は、大統領就任後、1 期目の 4 年間である。

⁷ 子供のいない低所得世帯への勤労所得税額控除額は、2024年時点では、「最大 \$ 632」である(所得 \$ 8,260 から \$ 10,330 の世帯(単身者の場合)に、最大控除額の適用あり)。



 $^{^6}$ 子ども税額控除に関して、「最大 \$ 6,000(1 歳未満)」という区分の創設については、「グリーンブック」に記載がなく、還付額や所得制限の内容が不明確である。もっとも、ハリス税制改革案では、この区分の創設について、'tax relief for middle-income and low-income families'と説明していることから、図表 3 の内容がそのまま当てはまる可能性がある。

⑤ チップ課税の廃止

ハリス税制改革案は、サービス業及び接客業に従事する者のチップに対する課税を廃止する こととしている。

(2) 増税措置案

ハリス税制改革案のうち、個人税制に関する主要な増税措置案は、以下の①から⑥の通りである。

① 所得税率の「本則回帰」

ハリス税制改革案は、前述のとおり、「課税所得 \$ 400,000 以下(単身者。夫婦合算の場合は \$ 450,000 以下)の世帯の所得税率については、『トランプ減税』を延長する」としている(p.2 参照)。

そして、「グリーンブック」は、「課税所得がこれらの閾値を超える世帯の所得税率については、本則(旧制度)の最高税率である『39.6%』が適用される」としている。これは、「富裕層への増税」といえる。

② キャピタルゲイン課税の税率引き上げ

1年を超えて保有する資産(株式、債券、不動産、自動車、貴金属、等)の売却益等(キャピタルゲイン)に対する課税を、キャピタルゲイン課税という。

現行制度上、キャピタルゲイン課税の税率構造(ブラケット)は、「0%、15%、20%」の3段階である(図表4参照)。

図表 4 キャピタルゲイン課税の税率構造(ブラケット): 現行制度(2024年時点)

税率	課税所得 ^{(※1) (※2) (※3)}
0%	\$0超(\$0超)
15%	\$47,025 超(\$94,050 超)
20%	\$518,900超(\$583,750超)

- (※1) 金額表示は 2024 年時点のもの。
- (※2) 金額は「単身者 (夫婦合算)」の順で表示。
- (※3) インフレ調整あり。
- (出所) 米国内国歳入庁 (IRS) 資料等より大和総研作成

ハリス税制改革案は、「課税所得 \$ 1,000,000 以上」の世帯について、キャピタルゲイン課税の税率を「20%」から「28%」に引き上げることとしている。

キャピタルゲイン課税と同時に確認すべき事項として、利息、配当、キャピタルゲイン、賃貸収入等に対して課される、「3.8%」の純投資所得税(Net Investment Income Tax) がある。



現行制度上、純投資所得税は、所得が「\$200,000 超(単身者。夫婦合算の場合は\$250,000 超)」の世帯に課される。キャピタルゲイン課税と純投資所得税が同時に適用される場合、その最高税率は「23.8%」(=キャピタルゲイン課税「20%」+純投資所得税「3.8%」)となる。

「グリーンブック」は、所得が「\$400,000 超」の世帯について、純投資所得税の税率を「3.8%」から「5%」に引き上げることとしている。

従って、ハリス税制改革案と「グリーンブック」の提案を併せると、キャピタルゲイン課税と 純投資所得税が同時に適用される場合、その最高税率は「33%」(=キャピタルゲイン課税「28%」 +純投資所得税「5%」)となる。

③ "stepped-up basis" loophole'の封鎖

現行制度上、相続による資産移転は、キャピタルゲイン課税の対象となっていない 8。

一方、現行制度上、相続人が相続により取得した財産の簿価(basis)は相続時の時価となる (stepped-up)。このため、被相続人の取得時の簿価から相続時の時価までの評価益(含み益)は、相続人・被相続人のいずれについてもキャピタルゲイン課税の対象とならない(loophole)ことを、民主党は、"stepped-up basis" loophole'と表現している。

「グリーンブック」は、この "stepped-up basis" loophole'を封鎖すべく、相続による資産移転のうち、相続時の時価評価による評価益 (含み益) が「\$5,000,000 超」の部分について、「キャピタルゲイン」とみなし、キャピタルゲイン課税の対象とすることとしている。

④ "carried interest" loophole'の封鎖

現行制度上、ファンドマネージャーの管理報酬 (management fee) は、通常の所得として、最高税率「37%」が課される (前掲図表 1 参照)。これに対し、ファンドマネージャーの成功報酬 (carried interest) のうち、3 年を超えて保有する部分については、キャピタルゲイン課税の対象となり、最高税率「20%」が課されるにとどまる(1oophole)(前掲図表 4 参照)。

民主党は、この点を、成功報酬を利用した「課税逃れ」だとして、"carried interest" loophole'と表現している。

「グリーンブック」は、この "carried interest" loophole'を封鎖すべく、「課税所得 \$400,000 超」のファンドマネージャーの成功報酬については、(3 年を超えて保有する部分も 含め) 通常の所得として課税することとしている。

⁸ 連邦レベルの遺産税 (Estate Tax)、及び州レベルの遺産取得税 (Inheritance Tax) は、ここでは考慮しない。



⑤ 「最低個人所得税率」の導入

民主党の政策綱領(2024年8月18日公表)⁹によると、富裕層の多くは、種々の税制優遇措置を援用することにより、平均して、総所得の8%相当の所得税を納めるにとどまっているという。この割合は、消防隊員や教師よりも低いという。

そして、「グリーンブック」によると、こうした状況に拍車をかけているのが、保有資産に係る未実現の含み益がキャピタルゲイン課税の対象とならない現行制度であるという。

「グリーンブック」は、こうした不均衡を是正すべく、「純資産 \$ 1 億超」の富裕層 ¹⁰向けに、「最低個人所得税率」を導入することしている。

ここでいう「最低個人所得税率」は、総所得(保有資産に係る未実現の含み益を算入)の「25%」である。これは、事実上の「含み益課税」といえる。

⑥ "like-kind exchange" loophole'の封鎖

現行制度上、投資用不動産を売却し、その売却益を「同種の(like-kind)」投資用不動産の投資することで、売却益に対するキャピタルゲイン課税の支払いを繰り延べることが認められている(loophole)。こうした優遇措置を、「1031 エクスチェンジ」という¹¹。

民主党は、こうした状況を、投資用不動産を利用した「課税逃れ」だとして、"like-kind exchange" loophole'と表現している。

「グリーンブック」は、この "like-kind exchange" loophole'を封鎖すべく、「1031 エクスチェンジ」による課税繰延額の上限を年間「\$500,000(単身者。夫婦合算の場合は\$1,000,000)」とし、それを超える部分について、キャピタルゲイン課税の対象とすることとしている。

3. 法人税制

続いて、ハリス税制改革案のうち、法人税制に関する内容を、減税措置案と増税措置案に分けて紹介する。

(1) 減税措置案

ハリス税制改革案のうち、法人税制に関する主要な減税措置案は、以下の①②の通りである。

^{11 「1031」}の由来は、米国内国歳入庁 (IRS)、'Internal Revenue Code Section 1031' に定めがあることにある。



⁹ 民主党ウェブサイト参照

⁽https://democrats.org/news/dnc-releases-2024-party-platform-to-be-voted-on-at-convention/)

¹⁰ 民主党の政策綱領 (脚注 9 ウェブサイト参照) によると、「純資産 \$ 1 億超」は、「上位 0.01%」の富裕層に あたる

① 「スタートアップ費用控除」の拡大

現行制度上、新興企業は、スタートアップ費用の一部を繰り延べて、後に利益が出た年度において控除(損金算入)することが認められている。その控除額は、「最大\$5,000」である¹²。 ハリス税制改革案は、この控除額を、「\$50,000」に拡大することとしている。

② 「アメリカ・フォワード税額控除」の新設

ハリス税制改革案は、「中国に勝つための産業競争力向上」、すなわち「アメリカ・フォワード 戦略」を打ち出している。そして、その実現手段として、「アメリカ・フォワード税額控除」の 新設を謳っている。これは、一定の事業分野への投資や、伝統的な産業における雇用創出に適用 される税制優遇措置である(制度の詳細は不明)。

「アメリカ・フォワード税額控除」が適用される投資対象分野は、「次世代産業」である。これには、鉄鋼製造の脱炭素化事業、バイオ産業、AI データセンター建設事業、クリーンエネルギー製造業、イノベーション事業、半導体産業、航空宇宙産業、自動車製造業等が含まれる。

「アメリカ・フォワード税額控除」が適用される雇用創出としては、製造業、エネルギー産業、 農業等の伝統的な産業における、再雇用、既存施設の建て直し等が想定されている。

(2) 増税措置案

ハリス税制改革案のうち、法人税制に関する主要な増税措置案は、以下の①から④の通りである。

① 法人税率の引き上げ

「トランプ減税」は、法人税率を、従来の「35%」から「21%」に引き下げている。 ハリス税制改革案は、これを「28%」に引き上げることとしている。

② 最低法人税率の引き上げ

2022 年 10 月に成立した「インフレ削減法」は、前年の経済協力開発機構 (OECD) の合意 ¹³を 踏まえ、過去 3 年間平均の調整後財務諸表利益 (Adjusted Financial Statement Income) が 「\$ 10 億」を超える大企業 (約 100 社) 向けの最低法人税率を導入している ¹⁴。

¹⁴ 最低法人税率は、未だ施行に至っていない。米国財務省及び米国内国歳入庁(IRS)は、2024年9月12日、 最低法人税率の規則案を公表している(下記、米国財務省及びIRSウェブサイト参照)。



¹² スタートアップ費用が「\$50,000」を超える場合、その超過相当額が控除額から減額される。

^{13 2021} 年 10 月の 0ECD の合意については、<u>大和総研レポート「デジタル課税・ミニマムタックスの最終合意」</u> (金本悠希、2021/10/22) を参照されたい。

「グリーンブック」は、この最低法人税率を、「21%」に引き上げることとしている。

③ 自社株買いの税率引き上げ

「インフレ削減法」は、自社株買いに対する課税を導入している。税率は、株式の時価の「1%」である。

ハリス税制改革案は、この自社株買いに対する課税の税率を、「4%」に引き上げることとしている。

④ 住宅を大量購入する大手不動産投資会社への税制優遇を撤廃する法案の成立

コロナ禍以降、大手不動産投資会社による住宅の大量購入が続き、住宅価格や家賃に歪みが生じているという。

そうした状況を受けて、2023年7月、上院の民主党議員より、'Stop Predatory Investing Act' という法案が提出されている。

この法案の趣旨は、50以上の戸建住宅を所有する投資家に対しては、購入した戸建住宅に関して、支払利息の損金算入や、減価償却を認めないことにある。

ハリス税制改革案は、この法案を成立させることとしている。

4. 影響度

ハリス税制改革案の影響度としては、Tax Foundation と「責任ある連邦予算委員会」(CRFB: Committee for a Responsible Federal Budget) による調査が著名である。

(1) Tax Foundation による調査

Tax Foundation は、2024 年 9 月 10 日、ハリス税制改革案の影響度に関する調査を公表している 15 。

長期的な経済効果としては、国内総生産(GDP)の「-2.0%」を筆頭に、いずれの項目もマイナスとなっている。もっとも影響の大きい提案は、「法人税率の引き上げ」(p.8 参照)であるという(図表 5 参照)。

¹⁵ 'Kamala Harris Tax Plan Ideas: Details and Analysis' (Tax Foundation, 2024/9/10)



⁽https://home.treasury.gov/news/press-releases/jy2574)

 $^{(\}underline{https://www.\,irs.\,gov/newsroom/irs-issues-proposed-regulations-for-corporate-alternative-\underline{minimum-tax}})$

図表 5	ハリス税制改革案の影響度	:長期的な経済効果(T	ax Foundation)
------	--------------	-------------	----------------

	Total	法人税率の引き上げ
国内総生産 (GDP)	-2.0%	-0.6%
資本ストック	-3.0%	—1.1%
賃金率	-1.2%	-0.5%
雇用者数	—786, 000	-125, 000

(出所) Tax Foundation 資料より大和総研作成

なお、財政への負の影響が顕著な提案は、「所得税率の『維持』」(p. 2 参照)及び「子ども税額控除の拡大」(p. 3 参照)であり、それぞれ、向こう 10 年間(2025 年から 2034 年)で、「\$2 兆」、「\$1.59 兆」の歳出増加をもたらすという。

潜在的なものも含めた歳出・歳入を考慮した結果、ハリス税制改革案は、向こう 10 年間 (2025 年から 2034 年) で、「\$ 1.48 兆」の財政赤字をもたらすという。

(2) CRFB による調査

CRFB は、2024年10月7日、ハリス税制改革案の影響度に関する調査を公表している16。

こちらも、財政への負の影響が顕著な提案は、「所得税率の『維持』」(p. 2 参照)及び「子ども税額控除の拡大」(p. 3 参照)であり、それぞれ、向こう 10 年間(2026 年から 2035 年)で、「\$3兆」、「<math>\$1.4兆」の歳出増加をもたらすという(いずれも、中位シナリオ)。

潜在的なものも含めた歳出・歳入を考慮した結果、ハリス税制改革案は、向こう 10 年間 (2026 年から 2035 年) で、「\$ 3.5 兆」の財政赤字をもたらすという (中位シナリオ) ¹⁷。

5. 実現の見通しは議会選挙の動向次第

以上が、ハリス税制改革案の概要である。

税制改革の実現には、議会での可決が必要となることから、ハリス税制改革案の実現の見通しは、(大統領選挙と同時に行われる)議会選挙の動向次第といえる。

とりわけ、重要な財源と位置付けられる、「キャピタルゲイン課税の税率引き上げ」(p. 5 参照)、「法人税率の引き上げ」(p. 8 参照)、及び「最低法人税率の引き上げ」(p. 8 参照) については、共和党議員の反対が見込まれることから、実現のハードルは高い 18 。

以上

¹⁸ 最低法人税率にいたっては、「引き上げ」以前に、「導入」自体が困難となることが予想される。



 $^{^{16}\,\,}$ 'The Fiscal Impact of the Harris and Trump Campaign Plans' (CRFB, 2024/10/7)

¹⁷ なお、CRFB は、共和党の税制改革案については、向こう 10 年間 (2026 年から 2035 年) で、「\$ 7.5 兆」の 財政赤字をもたらすとしている (中位シナリオ)。